

東北の美酒と食に着目したツーリズム推進事業 プロポーザル実施要領

第1 募集事項

1 委託業務名

東北の美酒と食に着目したツーリズム推進事業

2 事業目的

東北各地の自治体、食材の生産者、ワイナリー、酒蔵、飲食店、シェフ、旅館等と連携し、東北の美酒や食と、東北に根付く文化や人の営みなどを組み合わせた観光プログラムの形成、ブランド化を図り、東北への誘客と周遊促進を図るとともに、観光業や食産業に関わる人材育成を行い、地域経済の活性化を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

別紙「東北の美酒と食に着目したツーリズム推進事業仕様書」のとおり

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。

なお、本委託業務は旅行業者に限定するものではないが、ツアー実施に係る業務については、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種の旅行業登録がなされている者が行うこととして企画提案を行うこと。

- (3) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと。）。

第3 スケジュール

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和2年2月20日（木） |
| (2) 企画提案に関する説明会 | 令和2年2月26日（水） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和2年2月27日（木） |
| (4) 企画提案書作成等に関する質問への回答（予定） | 令和2年3月2日（月） |
| (5) 参加申し込み期限及び企画提案書の提出期限 | 令和2年3月16日（月） |
| (6) 企画提案書の審査（プレゼンテーションの実施） | 令和2年3月23日（月） |

(7) 企画提案書の選考結果の通知（予定）

令和2年3月25日（水）

(8) 契約締結及び業務開始

令和2年4月上旬

第4 応募手続

1 説明会の開催

本業務に関する説明会を次のとおり開催する。

(1) 日 時

令和2年2月26日（水） 11:00 から

※ 説明会参加にあたっては、令和2年2月26日（水）11:00 までに「参加申込書」（様式第1号）を「6 提出先」あて持参、または、電子メールで提出すること。

(2) 場 所

仙台市役所本庁舎4階文化観光局第一会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

(3) その他

説明会への出席の有無は応募資格に影響しない。

2 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和2年2月27日（水） 15:00 まで

(2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票（様式第2号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「東北の美酒と食に着目したツーリズム推進事業への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で東北連携推進室にメール着信を確認すること。

(3) 提出先

「6 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、令和2年3月2日（予定）に仙台市ホームページに掲載する。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第3号） 1部
- ② 企画提案書 8部
任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可）
※ 見積書含む
- ③ 類似業務受注実績（様式第4号）8部
・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ④ 会社概要 8部
- ⑤ 市税の滞納がないことの証明書 1部

※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請してください。

⑥ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部

※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください

(2) 提出期限

令和2年3月16日（月）15:00まで（必着）

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること

(2) 目次

(3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理

(4) 業務の全体計画

①業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

②業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

①東北・美酒と食のテロワージュの観光プログラム形成

- ・観光プログラム形成の考え方を具体的に記載すること
- ・観光プログラムの想定本数、内容と期待できる効果について具体的に記載すること

②東北・美酒と食のテロワージュのプロモーション

- ・東北・美酒と食のテロワージュの認知度向上及び利用促進の方針・考え方について具体的に記載すること
- ・プロモーションの手法について具体的に記載すること

③観光プログラムの磨き上げ

- ・観光プログラムの磨き上げ及び評価・検証手法について具体的に記載すること

④観光事業及び食産業関係者の人材育成・ネットワーク形成

- ・研修の方針・考え方について具体的に記載すること

⑤相乗効果が期待できる取組

- ・東北への誘客や周遊促進に繋がる取組みの方針・考え方について具体的に記載すること

⑥独自提案

- ・その他、東北の美酒と食に着目したツーリズム推進に係る独自提案について具体的に記載すること

(6) 事業の実施体制

人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること。

(7) 見積書

- ①本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）。
- ②業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

5 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

6 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 仙台市役所本庁舎 4 階
仙台市文化観光局東北連携推進室 藤田、金田
電話番号 022-214-8482 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

第5 業務委託候補者の選考

1 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和2年3月23日（月） ※時間については、別途通知します。

(2) 実施会場

仙台市役所本庁舎 4 階 文化観光局第一会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

(3) 実施方法

- ① 出席者は1提案につき3名以内とする。
- ② 1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答10分）とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

2 審査決定方法

仙台市が設置する審査委員会（非公開）においてプレゼンテーションをふまえ、提案書の内容について「3 評価基準及び配点」の視点から総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定し業務委託候補者とする。

3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

(1) 業務実施の方向性及び全体計画（配点10点）

- ① 事業の理解度
- ② 業務遂行能力

(2) 東北・美酒と食のテロワージュの観光プログラム形成（配点15点）

- ① 観光プログラム形成の考え方
- ② 観光プログラムの想定本数、内容と期待できる効果
- (3) 東北・美酒と食のテロワージュのプロモーション (配点 25 点)
 - ① 東北・美酒と食のテロワージュの認知度向上及び利用促進の方針・考え方
 - ② プロモーションの手法
- (4) 観光プログラムの磨き上げ (配点 10 点)
 - 観光プログラムの磨き上げ及び評価・検証手法
- (5) 観光業及び食産業関係者の人材育成・ネットワーク形成 (配点 10 点)
 - 研修の方針・考え方
- (6) 相乗効果が期待できる取組の実施 (配点 10 点)
 - 東北への誘客や周遊促進に繋がる取組みの方針・考え方
- (7) 独自提案 (配点 10 点)
 - その他東北の美酒と食に着目したツーリズム推進に係る独自提案
- (8) 業務の実施体制 (配点 10 点)
 - ① 実施体制及び実績
 - ② 事業費の妥当性

4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する (令和 2 年 3 月 25 日 (水) 予定)。
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から 7 日以内 (土曜日、日曜日及び祝日を除く) に東北連携推進室に書面 (様式は任意) 問合せを行うこと。その翌日から 10 日以内 (土曜日、日曜日及び祝日を除く) に、書面により回答する。

第 6 提案上限額

15,000,000 円 (消費税及び地方消費税含む。) を上限とする。

第 7 その他

第 5 により選定した業務委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。

なお、本公募は、令和 2 年度予算の成立を前提とした契約準備行為であるため、予算の成立状況等に応じ、事業の取りやめ、もしくは内容変更の可能性がある。